

参考資料1

使用料体系の変遷

※使用料は税抜き

条例制定・改正日	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25	H25.7.3	H25.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)
条例施行日	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1
基本水量 A	10㎡	10㎡	10㎡	8㎡	8㎡	8㎡
基本使用料 B	670円	800円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
基本使用料単価 B/A (C)	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡
超過使用料の区分	5段階	6段階	6段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	132円/㎡
最高単価 E	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	275円/㎡
D/C	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%
累進度 E/C	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%
E/D	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%
浴場汚水等 F	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡
F/C	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%

具体的使用料の体系

基本料金	10㎡まで	670円	800円	1100円	1100円	1100円	1100円
	~20㎡	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	132円/㎡
超過使用料 (従量料金)	~50㎡	116円/㎡	140円/㎡	154円/㎡	171円/㎡	171円/㎡	171円/㎡
	~100㎡	152円/㎡	183円/㎡	200円/㎡	223円/㎡	223円/㎡	223円/㎡
	~1000㎡	183円/㎡	218円/㎡	236円/㎡	242円/㎡	242円/㎡	242円/㎡
	1000㎡超	200円/㎡	226円/㎡	244円/㎡	260円/㎡	260円/㎡	260円/㎡
浴場汚水	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡
温泉汚水	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡

平均改定率	28.7%	18.0%	15.0%	10.0%	消費税率の引き上げ	消費税率の引き上げ
改定理由等	<p>独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が42%から45%程度であることから値上げすることとした。</p> <p>汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%)</p> <p>1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。</p>	<p>独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が50%程度であることから値上げすることとした。</p> <p>汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%)</p> <p>1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。</p>	<p>市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。</p> <p>汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、緩和を図った。</p>	<p>累積赤字を放置すれば後の使用料増し、世代間の不公平となる。赤字を一般会計繰入金で賄えば、使用者でない市民の税金を投入することとなる上、一般会計の財政硬直を招き、独立採算の観点から赤字解消を前提とした改定率とする。</p> <p>上下水道に合わせ基本使用料を8㎡とする。区分を増やすことで単価間格差を縮め、影響の大きい大口の累進率を引き下げた。</p>	<p>消費税率5%→8%に付随する改定。</p> <p>【比較】 1か月20㎡使用時(税込) 5% 2,818円 8% 2,898円</p>	<p>消費税率8%→10%に付随する改定。</p> <p>【比較】 1か月20㎡使用時(税込) 8% 2,898円 10% 2,952円</p>

